

第 7 章

誘導施設



誘導施設

7-1 基本的な考え方

1. 誘導施設の設定方法

誘導施設は、人口減少社会においても、都市の活力の維持・増進のために日常生活に最低限必要な機能を有する施設です。都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき機能を設定するもので、当該区域に必要な施設を設定することとなりますが、整備計画のある具体の施設を設定することもあります。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

【誘導施設の設定】

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図る観点から、以下の施設を定めることが考えられます。

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所、こども園等の子育て支援施設
- ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所、支所等の行政施設

2. 本市における基本的な考え方

都市機能誘導区域及び都市全体における施設の立地状況等を勘案し、充足している機能や不足している機能について検討します。また、既存プロジェクトや分野別計画等において、都市の魅力向上などコンパクトなまちづくりに必要な具体的な整備が検討されている施設について整理し、誘導施設に位置づけます。

【重要な視点】

中高生の市外への流出は大きな課題であり、多感な時期に本市に長く滞留するための遊べる・学べる環境作りや子育て世代、特に女性にとって居心地の良い場や子育て支援を一体的に実施する場を創出することで、将来的に本市へのUターンや定住促進に大きな効果が発揮されるとともに、市内の経済活動の活発化や自立的な財政運営につながる都市部の『稼ぐ力』を再生することができます。

7-2 誘導施設の設定

1. 検討対象機能

都市機能誘導区域へ誘導施設を設定するにあたり、下表の7機能を検討対象機能として決めました。

表 都市拠点・地域拠点における都市機能の分類

機能	都市拠点（竹原）	地域拠点（忠海・大乘・吉名・北部）
行政機能	中枢的な行政機能	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等
高齢者福祉機能	全市民を対象に高齢者福祉に関する相談窓口や活動の拠点となる機能	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能
子育て機能	全市民を対象に母子保健・児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能
商業機能	時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する施設	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能
医療機能	総合的な医療サービス（二次医療）を受けられることができる機能	日常的な診療を受けられることができる機能
金融機能	決済や融資などの金融機能を提供する機能	日々の引き出し、預け入れなどができる機能
教育文化機能	全市民を対象に教育文化サービスの拠点となる機能	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能

2. 誘導施設の選定フロー

誘導施設の選定にあたっては、下記の視点から検討を行います。

視点1 都市機能の立地状況

- 各拠点の位置づけに応じて、立地していることが望ましい都市機能を勘案し、不足している施設について検討する。

視点2 既存プロジェクトや分野別の計画による施設の位置づけ

- 竹原市公共施設ゾーンの老朽化した公共施設の再配置のように、コンパクトなまちづくりに資する既存事業における施設整備について検討する。
- その他、子育て支援や医療、福祉等の都市機能施設の整備計画等について、整合性を図りながら位置づけについて検討する。

都市機能誘導施設の設定

3. 既存プロジェクトや分野別の計画による位置づけ

既存プロジェクトや分野別の計画による位置づけについて、以下のとおり示します。

(1) 公共施設ゾーン再整備事業

竹原市公共施設等総合管理計画を上位計画とする竹原市公共施設ゾーン整備基本計画では、「コンパクトで個性ある市街地の特徴を活かす、竹原市の『まちの中心』づくり」を整備目標とし、新たな公共施設の整備方針として「市民の様々な活動のための施設（ホール、市民活動施設、図書館、子育て支援施設等）をできる限り集約させ、様々な目的で市民が集うことができる『市民の活動拠点』にふさわしい施設を目指す。」としています。「生まれて良かった、住んで良かった、帰ってきたい、住んでみたい」と思える元気な竹原市の実現や竹原市民の生活の質の向上のために、公共サービス機能や文化・交流機能等の複合機能を有する新たな生活拠点の形成、「自分らしさを表現できる私の居場所」の創出に向け、竹原市複合施設整備に取り組んでいます。

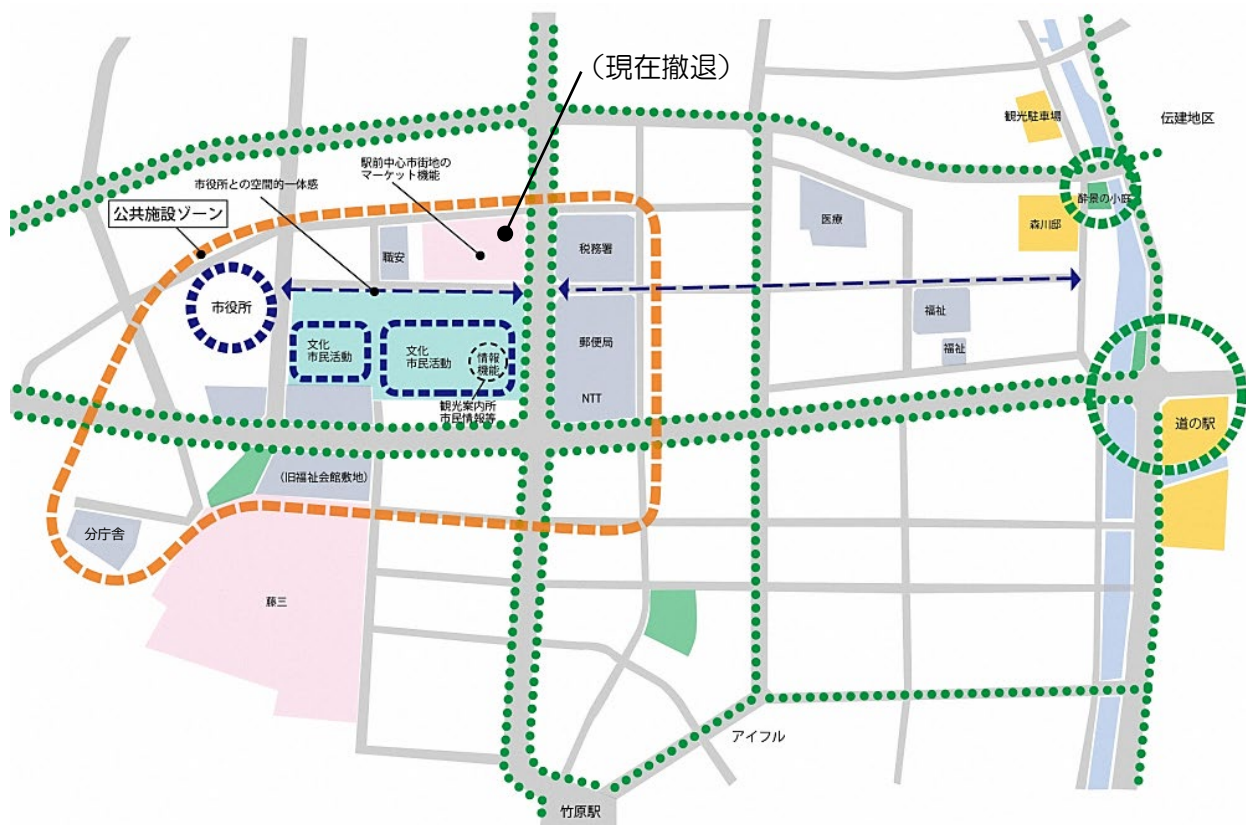


図 竹原市公共施設ゾーン図

4. 施設の位置づけと拠点毎の誘導施設

将来のまちづくりを見据えた中で、施設の集積だけではなく、施設の維持存続や複合化、機能強化等も含め、必要な施設を都市機能誘導区域に誘導を図ることを目的として下表のとおり都市機能誘導施設を定めます。

なお、当初計画において高齢者福祉施設は、自然環境豊かな場所での立地が好ましい場合や、在宅介護などのサービス提供は施設の立地状況による影響が少ないことから、都市機能誘導区域内へ集約や誘導を図る施設ではないと考え、誘導施設へ位置づけておりませんでした。今後見込まれる介護需要の増加に備え、市内事業所の介護サービスを確保するため、市中心部に整備する方向性で事業が進んでいることから、都市機能誘導施設に追加します。

表 各地区における誘導施設

都市機能	誘導施設の種類	竹原	忠海	大乘	吉名
行政	本庁	◎	—	—	—
	支所	—	◎	—	—
子育て支援	児童館	◎	—	—	—
	地域子育て支援センター	◎	—	—	—
	こども家庭センター	◎	—	—	—
	こども園等 (幼稚園、こども園、保育所)	◎	●	◎	◎
福祉	高齢者福祉施設	●	●	●	●
商業	大規模小売店舗	◎	—	—	—
	小規模店舗	◎	◎	—	◎
医療	病院・診療所	◎	◎	—	—
金融	銀行、信用金庫信用組合等	◎	◎	◎	◎
教育・文化	市民ホール	◎	—	—	—
	図書館	◎	—	—	—
	地域交流施設	◎	◎	◎	◎

◎：現在立地している施設で維持存続を図る施設

●：都市機能誘導区域内に誘導を図る施設

5. 誘導施設の定義

下表の法的位置づけに該当する施設又は設置目的に合致する施設を誘導施設とします。

表 誘導施設の定義

都市機能	誘導施設の種類	定義
行政	本庁舎	地方自治法第 4 条第 1 項に規定する施設
	支所	地方自治法第 155 条第 1 項に規定する施設
子育て支援	児童館	児童福祉法第 40 条に規定する施設
	地域子育て支援センター	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項第 6 号の事業を行う施設 竹原市の設置及び管理条例で位置づけられる施設（地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施することで、子育ての孤立感、負担感を解消し、子育て家庭を地域で支えることを目的とした施設）
	こども家庭センター	児童福祉法第 10 条の 2 に規定する施設
	こども園等 （幼稚園、こども園、保育所）	学校教育法第 1 条に定める幼稚園
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設、同条第 9 項の規定による公示がされた施設 児童福祉法第 39 条の 2 に定める幼保連携型認定こども園
		児童福祉法第 39 条に定める保育所
福祉	高齢者福祉施設	介護保険法等に基づく事業所
商業	大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 1,000 m ² 以上の商業施設で、生鮮食料品を扱うもの
	小規模店舗	食品や日用雑貨など多数の品種を扱う小規模な店舗
医療	病院・診療所	医療法第 1 条の 5 に規定する病院及び診療所で、日常医療として必要な内科、外科、整形外科、小児科のいずれかを診療科目としているもの
金融	銀行、信用金庫 信用組合等	銀行法第 2 条に規定する銀行、中小企業等協同組合法第 3 条及び協同組合による金融事業に関する法律第 3 条に規定する信用協同組合、労働金庫法に基づく金庫、日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局
教育・文化	市民ホール	竹原市の設置及び管理条例で位置づけられる施設（市域全体の市民を対象として、教養の向上、生活文化の振興を図ることを目的し、住民相互の交流の場となる多目的ホール）
	図書館	図書館法第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する施設で地方公共団体が設置する図書館
	地域交流施設	竹原市の設置及び管理条例で位置づけられる施設（地域住民が主体的に取り組む市民協働のまちづくり及び生涯学習を推進し、地域住民による個性豊かで活力あふれる地域社会を実現することを目的とする施設）

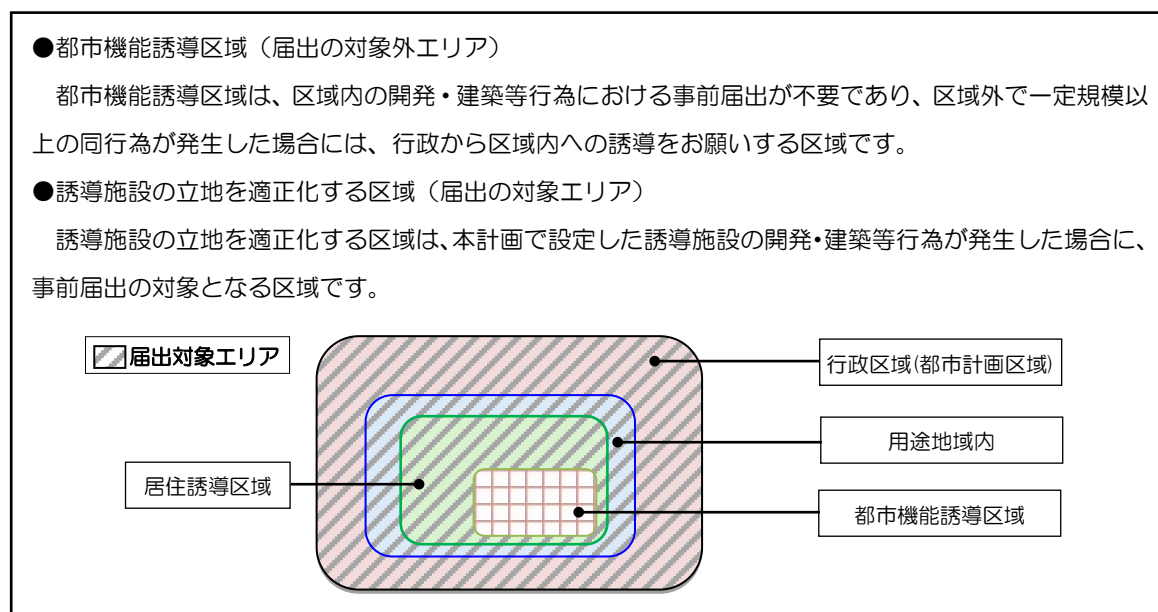
7-3 届出制度について

1. 事前届出制度

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

都市機能誘導区域外における誘導施設（維持）及び誘導施設（確保）の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外でこれらの施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合には、本市への届出が義務付けられます。

一体的な建築行為又は開発行為が行われる土地が、都市機能誘導区域と都市機能誘導区域外に跨る場合は、届出が必要になります。



2. 届出対象行為

○開発行為

誘導施設（維持）・誘導施設（確保）を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○開発行為以外

- ①誘導施設（維持）・誘導施設（確保）を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設（維持）・誘導施設（確保）を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設（維持）・誘導施設（確保）を有する建築物とする場合



出典：改正都市再生特別措置法等についての説明資料（国土交通省）

※右図は、出典資料を一部加工

3. 届出対象施設

都市機能	誘導施設の種類	竹原	忠海	大乘	吉名
行政	本庁	○	—	—	—
	支所	—	○	—	—
子育て支援	児童館	○	—	—	—
	地域子育て支援センター	○	—	—	—
	こども家庭センター	○	—	—	—
	こども園等 (幼稚園、こども園、保育所)	○	○	○	○
福祉	高齢者福祉施設	○	○	○	○
商業	大規模小売店舗	○	—	—	—
	小規模店舗	○	○	—	○
医療	病院・診療所	○	○	—	—
金融	銀行、信用金庫 信用組合等	○	○	○	○
教育・文化	市民ホール	○	—	—	—
	図書館	○	—	—	—
	地域交流施設	○	○	○	○

※ ○印：届出必要 —印：届出不要

4. 都市機能誘導区域

